

平成29年第3回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成29年9月12日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告（町長・教育長）
日程第 5	同意第 14号	新冠町教育委員会委員の任命について
日程第 6	報告第 7号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 7	報告第 8号	新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
日程第 8	報告第 9号	平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 9	承認第 7号	専決処分について（平成29年度一般会計補正予算）
日程第 10	認定第 1号	平成28年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 2号	平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 12	認定第 3号	平成28年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13	認定第 4号	平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入決算認定について
日程第 14	認定第 5号	平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15	認定第 6号	平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第 16	認定第 7号	平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17	会議案第 7号	特別委員会の設置について
日程第 18	議案第 34号	新冠町地場産品交流センター条例の一部を改正する条例について

日程第 1 9	議案第 3 5 号	新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2 0	議案第 3 6 号	日高地区交通災害共済組合の解散について
日程第 2 1	議案第 3 7 号	日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
日程第 2 2	議案第 3 8 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 2 3	議案第 3 9 号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第 2 4	議案第 4 0 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第 2 5	議案第 4 1 号	平成 2 9 年度新冠町一般会計補正予算
日程第 2 6	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 2 7	議案第 4 3 号	平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 2 8	議案第 4 4 号	平成 2 9 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副 町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
会 計 管 理 者	堤 秀文 君
総 務 課 長	坂本 隆二 君
町 民 生 活 課 長	坂東 桂治 君
税 務 課 長	佐藤 正秀 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 賢 寧 君
建 設 水 道 課 長	関口 英一 君
産 業 課 長	島田 和義 君
企 画 課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課長	湊 昌行 君
診 療 所 事 務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局局長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成29年第3回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 荒木正光 議員、6番 氏家良美 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議第といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの8日間に決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、9月13日、9月14日及び9月16日から9月18日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、9月13日、14日及び9月16日から9月18日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第2回定例会において可決された意見書3件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。次に、一部事務組合議会の開催状況については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付のとおり

ですので、ご了承願います。次に、閉会中の議会関係諸行事等の出席状況は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、平成29年第3回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成29年第2回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。はじめに、平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年6月の第2回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。地域の公共交通ネットワーク全体の維持・発展のため、JR日高線にデュアル・モード・ビークル導入の可能性をはじめ、バス運行した場合の運行システムなど必要な調査・検討をするため、管内7町長、北海道運輸局鉄道部長、北海道総合政策部交通政策局長、日高振興局長で構成する、「JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会」の第2回協議会が、去る7月11日に、第3回協議会が9月7日に開催されております。7月11日の第2回協議会では、JR北海道の西野副社長から、本年2月18日に受けたバス転換に向けた協議のお願い時に示された、地域振興への支援策についての考え方が示されました。JR北海道が考えている支援策は8項目で、1. 国・道・町が補助するバス路線への、町負担分の一定程度の支援、2. 列車運行時と同等以上のバス運行便数を確保するための支援、3. 定期差額運賃の一定期間の補填、4. 用地及び施設の無償譲渡による、例えばサイクリングロード等での活用、5. 観光送客への支援、6. 当社の所有する社宅の自治体への寄贈または貸与、7. 鉄道公園等の駅舎周辺整備への協力、8. 鉄道用地を活用して行う地域振興のための整備費用の一部補填、となっており、それぞれ支援概要の方針を示されましたが、あくまでもJR北海道側の考え方であり、協議会としてはバス転換を承諾した訳ではないため、説明を受けるという形に留めております。9月7日の第3回協議会では、JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査の中間報告があり、調査の基本的な考えとして、1点目、未来を展望した持続的な地域公共交通ネットワークの維持等に資すること、2点目、住民の暮らしや観光利用に係る公共交通ネットワークを早期に確保すること、3点目、実現可能性のある事項について調査等を行なうこととし、調査検討事項として、1点目、日高管内の公共交通の現状、2点目、デュアル・モード・ビークルをはじめとした代替交通の運行に必要な要件・費用・準備期間等、3点目、公共交通利用者の利用状況、意向等、4点目、調査結果の分析、5点目、地域公共交通ネットワーク全体の維持、発展の実現に向けた今後のあり方、可能性としております。調査を行う代替交通機関は、デュアル・モード・ビークル、バス高速輸送システム、路線バスとし調査項目は必要となるハード、ソフトの整備、運行収支、運行開

始するまでに要する期間等としております。なお、調査・検討結果報告書につきましては、本年12月の公表を目指し作業を進めているところでございます。次に、大狩部、厚賀間の護岸決壊による土砂流失につきまして、損壊箇所の応急措置は行なわれているものの、恒久対策の目途は見えていないため、日高町村会及び日高総合開発期成会として、去る7月27日にJR北海道本社を訪ね、早期に抜本的な護岸復旧対策を講じるよう要請を行なうとともに、同日、北海道の関係部及び北海道議会の各会派にもJR北海道に対し速やかに対応するよう指導を要請しております。更に同月31日に上京し、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ関係官僚に対しまして、JR北海道に対し速やかに対応するよう指導と、国として国土保全の観点から対処されるよう緊急要望を行いました。また、大狩部・厚賀間の護岸に係る応急工事が完了しておりますので概要を、ご報告いたします。昨年8月に台風10号による高波が護岸を越波し、線路の路盤まで土砂を削った箇所が約730mあり、このうち約430mの護岸が倒壊しました。また、高波は山側の落石防止施設にまで達し、約100mに至る施設が損傷するなどの被害を受け、JR北海道による応急工事が予定されている旨、昨年12月の第4回定例会にて行政報告をしたところでございます。応急工事は、海への土砂流出を防ぐことを目的に昨年12月に着工し、総工事費として約1億9200万円をかけ、流失した管理用道路の復元と、倒壊した護岸の代用として大型網籠を429m、消波ブロックを69m設置する内容で実施され、JR北海道から本年8月18日に完了したとの報告を受け、8月23日に私のほか、関係課職員4名、漁業者3名、ひだか漁協職員2名が現地を確認したところでございます。本工事の完成により、平時の波の状況で土砂が流出する危険性は低くなったものと理解は致しましたが、護岸全体の老朽化が著しい中、近年の台風や高潮の規模を鑑みますと、同様の事態が繰り返される懸念は払しょく出来ませんので、抜本的な対策が講じられるよう、今後とも関係機関への要請を続けて参りたいと存じます。次に「町政懇談会の実施について」申し上げます。住民本位の町政の推進や町政への理解を深めていただくため、開かれた行政の一層の推進を図ることが必要であることや、町民と行政の協働のまちづくり並びに住民目線に立った町政の推進のため、町民との対話や町民の生の声を聞く機会は重要と考えております。町長が地域に出向き町民と膝を交えて町の取組みや各種事業の方向性などについて説明を行うと共に、地域の方々と地域の課題などについて意見交換を行うため、今年度から町政懇談会を開催いたします。開催内容といたしましては、実施時期を新年度予算との兼ね合いもあることから、11月下旬から12月当初を目途に開催し、開催結果や協議事項などを報告する機会として、翌年の4月から5月頃に自治会長会議の開催を予定しております。町政が抱える課題や今後のまちづく政策を進めるに当たりまして、より一層の情報提供や情報の共有化に努めるとともに、まちづくりへご提案やご意見を町政に反映させ、よりよい町づくりを推進して参りますので、住民各位の町政懇談会への参加をお願いしたいと思っております。

3、新冠町妊婦情報登録制度について

次に、「新冠町妊婦情報登録制度について」ご報告致します。当町における出産環境については、町内に産科医療機関がないことから苦小牧市や浦河町での出産となり、出産時の移動に対する不安は大きいものとなっております。そのため出産に係る緊急時の迅速な対応を図るため、昨年12月1日より「にいかっぷママさぼ〜と119」として、妊婦情報を日高中部消防組合新冠支署へ登録することにより、妊婦の急な破水、痛みや出血等の緊急時に119番通報し迅速に出産予定産科医療機関へ搬送することができる制度を開始したところです。登録制度開始以降の状況につきましては、妊婦さんが母子手帳の申請等で窓口にこられたときに制度説明を行い、希望により利用登録する方式を取っており、昨年12月時点の妊婦29名のうち14名が登録されております。登録制度の運用ルールにつきましては、緊急時に登録病院へ連絡し、119番通報の必要性を医師等に確認したうえで通報するルールとしております。今後は、さらなる出産環境の不安解消を図るべく、緊急時に119番通報の必要性はないものの速やかに登録病院へ向かうよう医師等より指示を受けた場合に、家族等が不在等の事情により搬送が困難な場合に、ハイヤーを利用して登録病院へ向かう事の出来る制度を開始し、その費用の一部を助成するもので、妊婦や家族に対する支援の充実を図って行くものでございます。このハイヤー利用に対する助成制度につきましては、「にいかっぷママさぼ〜とハイヤー」として、本定例会に予算提案致しますのでご審議頂き、ご決定頂きますようお願いいたします。

4、新冠町寿入浴事業について

次に、「新冠町寿入浴事業について」ご報告いたします。寿入浴事業につきましては、平成10年12月2日の新冠温泉レ・コードの湯オープンにあたり温泉の町民還元事業として、65歳以上の高齢者及び障害者に無料入浴券を交付し、福祉の向上と温泉の利用促進を図る事を目的に、福祉施策として実施してきたところです。当初、寿入浴事業は、温泉無料入浴券を月当たり2枚換算とし年間24枚を交付しておりました。その後、平成15年度には交付対象及び枚数の見直しにより、75歳以上と障害者は年間24枚、65歳から74歳の方々は年間12枚に削減しております。そして、平成18年度からは75歳以上の方のみを対象に年間12枚交付するに至っております。次に、入浴券の利用状況でございますが、75歳以上の高齢者で比較いたしますと、平成18年から25年度までは年間延べ3,200名平均の利用でしたが、平成26年度は3,088名、27年度2,965名、28年度においては2,735名と減少しており、障害者においても同様の傾向となっております。新冠温泉レ・コードの湯は、本年12月、開設より20年目を迎える訳でございますが、温泉効能による高齢者等の健康増進を図る目的で講じてきた寿入浴事業の主旨に鑑み、対象年齢の引き下げと交付枚数の拡大を行うことを検討し、対象年齢については現在の75歳から70歳に下げ、交付枚数については現在の12枚から36枚に拡充することと致しました。この拡充による利用者数の増加見込みは、新規に増える70歳から74歳の方々の分として3,767枚、75歳以上の方々については、これまでの3倍の8,205枚、合計11,972枚の利用を見込んでおり、本定例会において予算提

案いたしますのでご審議のうえご決定頂きますようお願い申し上げます。また、新冠町税条例の入湯税で規定しております課税免除の対象年齢につきましても、これまでの取扱いと同様に、寿入浴事業の対象年齢と同じ年齢に引き下げる条例の一部改正についても提案いたしますので、併せてご決定頂きますようお願い申し上げます。

5、農作物の生育状況と販売状況について

次に、「農作物の生育状況と販売状況について」ご報告いたします。はじめに町内の主な農作物の生育状況からご報告申し上げます。まず、水稻であります。北海道農政事務所による8月15日現在の道内の作柄状況は、「平年並み」と見込まれております。これは、6月の気候が低温・日照不足で経過し、穂数や全もみ数が「やや少ない」と見込まれたものの、7月中旬から下旬にかけて、高温・多照が続き、登熟が進んだことから「やや良」と見込まれたものでございます。一方、日高農業改良普及センターが実施しております新冠町内での8月15日現在の生育状況調査によりますと、水稻は6月の気温が低かったために、葉数や茎数が少なく、生育が遅れたものの、出穂を控えた7月中旬から下旬にかけては気温が高めで推移し、平年並みの作柄にまで回復しました。現在は8月以降の低温と日照不足により登熟が緩慢に推移しているとのことです。ピーマンにつきましては、一部のほ場でアザミウマなどの害虫やカビ、尻ぐされの発生が見られるものの、順調な生育で推移してはいましたが、8月以降の天候不順により生育は鈍化し、出荷量も減少傾向にあるようです。牧草につきましては、天候が平年に比べ降水量が少なく推移したものの、1番草・2番草とも平年並みの生育となり、収穫作業は平年よりも早く進んだとのことです。飼料用とうもろこしは、6月中旬の低温や日照不足により、草丈が短く、葉数もやや少ない状況が続いてはいましたが、8月に入り生育は平年並みに回復しております。次に8月末日現在における新冠町農協取り扱いの農作物の販売状況について申し上げます。9月以降の収穫となる水稻を除き、総販売額は資料に記載のとおり4億8千7百11万1千円で、前年よりも13.7%増、金額で5千9百万円ほど上回る状況で推移しております。このうち、当町の基幹作物として産地化が定着しておりますピーマンにつきましては、作付面積が前年よりも1.54ha増加したことから、販売数量も129トンほど増加し、販売単価においても全国的な品薄に加え、新冠産ピーマンの品質の良さや安定した契約取引により、前年から27.3円の高値であったため、販売金額は前年を7千4百75万9千円ほど上回る4億1千2百56万6千円でございます。また、振興作物としているアスパラにつきましては、作付面積・販売数量とも前年より減少し、販売単価も前年を下回ったため、販売金額は前年を1千70万6千円ほど下回る3千5百73万6千円でございます。メロン以下につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上が農作物の生育状況と販売状況であります。最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、報告案件1件、承認案件1件、認定案件7件、一般議案8件、平成29年度各会計補正予算4件を提案することにいたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明をいたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよ

う、よろしく願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第2回定例会以降の教育行政に関し、4点ご報告させていただきます。はじめに、本定例会において報告させていただきます「教育委員会点検・評価報告書」についてでございます。この報告書につきましては、平成19年6月に「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の改正に伴い、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられ、当町におきましても例年報告書を作成し、議会への報告、また町のホームページにおいて公表する等、透明性のある教育行政を推進するため、情報公開に意を用いているところでございます。今年度につきましては、平成28年度の教育行政執行方針に基づき、執行した事務事業について、内部評価をした後、学校評議員、社会教育委員、スポーツ推進委員、ドレミ保護者会にお願いいたしまして外部評価を頂きました。この結果に基づき、今年度の執行状況を更に分析し、次年度の課題として整理するよう取り進めたく考えております。詳細についてのご説明は省略させていただきますので、後刻ご覧いただきたく存じます。次に、本年、4月18日に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、文部科学省より実施結果の公表がありましたので概要についてご報告申し上げます。本年度の調査は例年同様、小学校調査が、小学校6学年を対象に国語及び算数、中学校調査は第3学年を対象に国語及び数学で実施いたしました。調査の結果は、昨年度と比較しますと、小中学校ともに全体的に上昇傾向が見られております。具体的には、小学校においては、国語は全国平均を大きく上回り、算数においては、ほぼ全国平均の結果となっております。また、中学校においては、数学で全国平均を若干下回ったものの、国語においては全国平均並みの結果でありました。詳細につきましては、今後発行されます、町の広報誌において結果と今後の改善策を公表させていただきますが、これまで北海道全体の課題として全国平均に近づくことを目標としておりましたが、本年度の結果が全国並に上向いたことは、教職員の日々の取り組みと各家庭のご理解の結果と考えますが、あわせて、ICT機器の導入や、学習支援員の配置、加配教諭による習熟度別学習など、児童、生徒の学習環境整備の推進、あるいは、授業公開や各種研修事業を通じた教師の資質向上の取組が結果になって現われているものと思われまます。今後、更に調査結果を分析し、課題を整理しながら、学力向上に向けた取組みを継続して参りたいと考えております。次に、中体連全道大会の出場結果についてです。本年度は、卓球、男子バレー、剣道、柔道、水泳、の5種目が全道大会に出場いたしまして、男子バレー、柔道がベスト8、剣道については、ベスト16の成績を納めました。今回の男子バレー部の出場につきましては、部員数が少なくチーム編制ができないことから、静内第三中学校、静内中学校、浦河第1中学校、新冠中学校の合同チームにより出場しております。少子化による生徒数減少の中、団体スポーツを維持、継続、させることは困難な状況になることも考えられ、

また、第2回定例会一般質問においてご指摘をいただきましたが、中学校における部活動指導については、休養日の設定や練習時間の制限、部活動指導員の確保等の課題が多く潜在していることから、課題解決に向け、学校と密接に連携しながら、今後の対応を図ってまいりたいと考えております。次に、新冠町少年国内研修交流事業についてご報告いたします。本年度の少年国内研修交流事業は、例年どおり研修先を沖縄県とし、金武町でのホームステイと交流を盛り込んだ内容で準備を進めておりまして、本年度は、定員20名の募集に対し13名と定員を7名下回る応募となりましたが、去る7月27日に面接選考を終え、全員を参加者とするので決定したところでございます。参加者13名の内訳は、小学生は例年並みの11名で、新冠小学校8名、朝日小学校3名となっておりますが、中学生は、昨年度参加者が17名と多かったことが影響し、例年に比べますと極端に少ない2名となりました。一方で、参加者のまとめ役として募集いたしました高校生サブリーダーには、1名の定員に対し、町内在住の高校生2名の応募がありました。本年度は、中学生の参加者が少なく、小学生をリードして研修活動を展開していく上で、心配がございましたので、小中学生のサポート体制を強化する意味で、2名とも参加者とするので決定させていただきました。このことから、本年度の国内研修交流事業は、小学生11名、中学生2名の13名を、高校生サブリーダー2名と3名の引率者がサポートして実施することにしております。今回、定員を下回る応募であったことを受け、本年度においては、アンケート調査を実施するなどして、その要因を分析し、次年度以降の事業運営に反映させていただきたいと考えております。さて、これからの季節は、文化・スポーツ・読書の『秋』の到来であります。予定している各事業の実施にあたっては、目的意識をもって特徴ある事業運営に取り組んでまいりたいと存じますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上を持ちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第14号 新冠町教育委員会委員の任命について

○議長（芳住革二君） 日程第5 同意第14号 新冠町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第14号でございますが、新冠町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、下記の者を教育委員会委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。同意を求めらる方は、新冠町字本町77番地の2 下山美佐江さん、昭和42年2月17日生まれの50歳でございます。本年9月30日付をもちまして、任期が満了いたしますことから、下山さんを後任委員として選任いたしたく、提案するものでございます。教育委員会委員の職務は、教育の発展と充実のため、そして新冠町の子どもたちの教育環境の向上のために教育政策の提案から町民と教育とを繋ぐ大切な責任を担ってございます。委員の任期は4年となっております。今回、同意を求めます下山さ

んにつきましては、長く子育てと仕事を両立され、また、少年団活動などを実践してきた方でございます。現在においても、仕事と生活の両面において活躍する女性でございます。教育行政に深い関心と熱意を有する方で、適任者と判断し、選任について同意を求めらるるものでございます。以上、同意第14号の提案理由でございます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。お諮りいたします。同意第14号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手あります。よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。暫時休憩いたします。再開は、10時50分といたします。

（休憩 10時40分）

（再開 10時50分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第7号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第6 報告第7号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程第7 報告第8号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（芳住革二君） 日程第7 報告第8号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況及び評価報告について を議題といたします。教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し、お手元に配付の報告のとおり受理することにしたいと思っております。

◎日程第8 報告第9号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第9号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により算定いたしましたそれぞれの比率について、8月28日監査委員に審査をいただきましたので、監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告するもので

ございます。次のページをお開き願います。平成28年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年6月に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められ、平成21年4月から施行されております。それまでの地方財政再建促進特別措置法に代わるもので、特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、イエローカードとも言える注意喚起の段階として健全化団体、さらに悪化した場合にはレッドカードとも言える財政再生団体が規定されております。イエローカードとも言える健全化団体になりますと、財政健全化計画を作成し、計画に基づく財政健全化を行います。また、レッドカードとも言える財政再生団体になりますと、財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むことになり、総務大臣の許可が無ければ、起債の発行ができなくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。はじめに、平成28年度における健全化判断比率の状況ですが、各会計における4種類の指標について記載しております。はじめに、実質赤字比率ですが、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、15%以上で、財政健全化団体に。20%以上で、財政再生団体となりますが、平成28年度赤字を生じておりません。次に、連結実質赤字比率ですが、一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で財政健全化団体に。40%以上で財政再生団体となりますが、この指標においても、平成28年度赤字を生じておりません。次に、実質公債費比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で標準財政規模に対する公債費及び公営企業会計などへの繰り出しのうち、実質的に公債費に充てたと認められる準公債費の割合の過去3カ年間の平均値で表すもので、この数値は起債発行の際に協議もしくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になりますと、許可が必要になり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上ではこれらに加えて、一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。これまで、平成22年度決算では18.1%で、起債発行の際は許可でありましたが、平成23年度決算では、16.6%となり、協議へ変更となり、以後年々減少し、平成26年度では、12.2%、平成27年度では、11.5%、平成28年度では、10.6%となっております。次に、将来負担比率についてですが、全会計に一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めた中で地方債の残高等をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、350%以上で財政健全化団体となります。平成24年度では、46.1%、平成25年度、20.4%、平成26年度、13.9%、平成27年度、5.9%と年々減少していましたが、平成28年度では0.3ポイント増の6.2%となっております。これまで減少してきた要因といたしましては、地方債の残高が減少してきたことによりますが、平成28年度0.3ポイント増加となりましたのは、地方債残高が減少しておりますが、昨年度発生いたしました災害復旧のために基金を取り崩した事が大きな要因となっております。次に、資金不足比率の状況ですが、公営企

業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を作成することになりますが、いずれの会計も資金不足を生じてございません。以上が、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。ご審議を賜り、報告通り受理いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、報告第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。報告第9号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第9 承認第7号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第9 承認第7号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第7号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。平成29年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙の通り平成29年7月14日をもって、専決処分いたしましたものであります。この度、専決処分いたしました補正の内容ですが、6月10日に発生した豪雨によりまして、町道大狩部本郷井旗線白浜地先において、延長16メートル、高さ8メートルほどにわたり、およそ150立法メートルほどの土砂が崩落したことから、法面崩土の除去、被災面の保護などの応急処置を施しておりましたが、出水期に入ることから、迅速な復旧を図るため現地調査の上、詳細設計を行い復旧工事に取り掛かることとしていたところでございます。この度、7月14日に設計が完成いたしました。すぐさま復旧工事を実施する必要がありますが、議会を開くいとまがなかったことから、同日付をもって専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は、2回目の専決の補正予算となります。第1条 歳入歳出予算の補正 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億2598万円4000円にしようとするものであります。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維持費 837万3000円の追加。13節 委託料 60万5000円は、道路用地確定測量に係る委託料。15節 工事請負費 774万3000円の追加は、被災を受けた法面の保護工事で、盛土160立法メートル、大型籠高32平方メートル、側溝高14メートル、管渠15メートル、集水升3カ所、張芝150平方メートルとなっております。17節 公有財産購入費 2万5000円は、50平方メートルを道路用地として購入するものであります。次に、歳入

に移りますので、5ページをお開き願います。9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税 837万3000円の追加は、本年度交付予定の特別交付税の財源化であります。以上、承認第7号 平成29年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り、原案通り承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

- ◎日程第10 認定第1号 平成28年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第11 認定第2号 平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第12 認定第3号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第13 認定第4号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- ◎日程第14 認定第5号 平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第15 認定第6号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- ◎日程第16 認定第7号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第10 認定第1号 平成28年度新冠町一般会計 歳入歳出決算認定について 日程第11 認定第2号 平成28年度新冠町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について 日程第12 認定第3号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について 日程第13 認定第4号 平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について 日程第14 認定第5号 平成28年度新冠町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について 日程第15 認定第6号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定 歳入歳出決算認定について 日程第16 認定第7号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定について 以上、7件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括して提案理由を申し上げます。平成28年度新冠町一般会計他6件の特別会計に

係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月28日から30日の3日間、監査委員に審査をしていただきましたので地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算の内容説明につきましては省略させていただき、監査委員の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。認定第7号の次のページに綴っております平成28年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての中の第3 審査意見について、朗読をさせていただきますので9ページをお開き願います。第3 審査意見財政構造の弾力性を示す経常収支比率は82.5%で、前年度から1.0ポイント減となっており、これは町税の増が主な要因となっている。また、実質公債費比率においては、最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少し、本年度は10.6%となり、町債発行許可団体の基準となる18%を大きく下回るとともに、基金残高も21億5000万円となっており、財政の健全化に向けた効果が着実に図られている。しかしながら、依然として多額の滞納額があり、負担公平の観点から引き続き適切な収納対策を徹底し、さらなる収入未済の縮減に取り組まれない。以上が、審査意見であります。認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定の説明を申し上げます。ご審議を賜り、提案どおり認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第17 会議案第7号 特別委員会の設置について

○議長（芳住革二君） 会議案第7号 特別委員会の設置について を議題とします。ただ今、提案理由の説明がありました、認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する「平成28年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会」を設置し、認定第1号から第7号までを付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただ今設置されました平成28年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成28年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎日程第18 議案第34号 新冠町地場産品交流センター条例の一部を改正する
条例について

○議長（芳住革二君） 日程第18 議案第34号 新冠町地場産品交流センター条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第34号 新冠町地場産品交流センター条例の一部を改

正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。道の駅の利用向上や、催し物を通じて構内の活性化を図るため、昨年からの道の駅の催事コーナーにつきまして、利用希望者に開放してきたところでございます。使用料につきましては、試行期間としてこれまでは無料という形で開放していたところでございますが、一定の試行期間が経過し、町有財産の使用となっておりますので、有料化に向け、使用料を設定するものでございます。また、催事コーナーの有料化に合わせまして、道の駅テナント入居者の屋外部分の利用につきましても同様に有料化とし、一般歩行者の支障のない範囲で許可し、使用料をいただくものでございます。使用料につきましては、別表におきまして、道の駅等の使用料を設定してございますので、別表に催事コーナー等の使用料を追加するものとしてございます。改正内容につきまして、3ページの新冠町地場産品交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明させていただきます。右側の旧の欄ですが、表の種別の区分で、食堂及び売店が道の駅に係る部分で、その他というのが出会いと憩のセンターでございます。左側の新の欄、改正後でございますが、食堂売店、その他の種別だけではどの施設がわかりづらいということもあることから、道の駅と出会いと憩のセンターという施設名称の区分を設けてございます。道の駅の区分の3行目に、その他歩道等付帯施設という項目を設け、1平方メートルにつき、1日8円という使用料を設定させていただき、備考欄で町外者16円とするものでございます。この使用料設定の根拠といたしまして、新冠町道路占用料徴収条例の別表「露店、商品置場、その他これらに類する施設」を準用しているところでございます。催事コーナーやテナントの屋外利用の実際の利用面積に応じて、1平方メートルあたりの単価を乗じて使用料をいただくものとしております。なお、町外者の利用に当たっては、こちらの方は町内者と別の料金を設定したいということで、1日1平方メートルにつき16円ということにしたものでございます。また、町の表の他に備考として、その他歩道等付帯施設における使用期間が1月に満たない場合にあっては、その額に100分の8を乗じて得た額とする、といたしておりまして、消費税の取り扱いとして土地の賃借に関して1月に満たない場合は、消費税を課税することとなっているため、このような文言を加えております。2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成29年10月1日から施行するものです。以上が、議案第34号 新冠町地場産品交流センター条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案とおりが決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第34号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。今、道の駅の催事コーナー等を使用する際に使用料を新たに徴収するということですが、歳入としてどのぐらいを予定しているのかまず1点。それから、使用料を徴収する際にですね、関係者、テナントの入居者等の関係者等に事前に説明はされていると思うのですが、異論はなかったかどうか、その2点についてお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） それでは、まず歳入の部分でございますが、こちらの方で大体見込んでおりますのは催事コーナーと屋外部分を満度に使ったとして、月大体2万程度の歳入を見込んでございまして、補正等につきましては、今後の実績等もあるものですから、今回は補正してございませませんが、そういった見込みを考えてございます。また、テナントの入居者等の周知という部分でございますが、道の駅の連絡調整会議ということで、道の駅のゾーン連絡会議というものがございまして、これは、道の駅の指定管理者、テナント事業者、町の観光協会、レ・コード館が入った会議でございまして、この会議にこういったその催事コーナー、テナントの屋外の部分の有料化の考え方について、条例改正を考えてますよと、いうことは説明をしております。その時には、特に異論等はございませんでした。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 3点伺います。1点目 今回条例改正に伴う対象となる歩道は、どの範囲を想定してございますでしょうか。2点目 昨年春より、先程説明にもありましたが、昨年春より催事スペースの使用について募集していましたが、催事スペースの使用の申請、使用状況はどの程度であったでしょうか。3点目 歩道とは、もっぱら歩行者の通行の用に供することを目的とする道路部分を言い、道の駅に附帯する歩道は利用者の安全を確保し、レ・コード館等の施設に誘導するための施設であると考えますが、町長のご見解はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） まず、今回の使用料の設定する場所といたしましては、催事コーナー合わせまして道の駅の前部分の歩道というふうに想定、そういうことで考えております。また、利用実績といたしましては、今年度で申し上げますと、4月からこれまでの実績なのですが、ほとんどがテナントの入居者の方の利用、合わせまして毎週土曜日ですけれども、観光協会の方で軽トラ市というものを実施してございまして、その週1回軽トラ市の実施というのが、利用実績でございまして。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 歩道の定義につきましては、氏家議員がおっしゃる通り例えばレ・コード館やトイレやあるいはコンビニへの誘導のための道であることが当然のことだと思っております。それに対しまして、危険を当然回避しなければならない部分がございます。ただ、その危険回避につきましては、何メートルが正しいのかということではなく、通常的に見て十分安全性が保たれるという中での賃貸を行おうということと考えております。

○議長（芳住革二君） はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 3点伺います。1点目 催事スペースがあり、答弁のとおり使用頻度も高くないにもかかわらず、そういった目的が大前提にある歩道をそれ以外の目的の

ために、臨時的ではなく、常時使用可能な状態にしておかなければならない理由はあるのでしょうか。2点目 今回条例改正するという事は、事業者との間に歩道の使用許可がないと思われませんが、現在特定の事業者が歩道の使用をしていて、少なくともゴールデンウィークまでは現在よりも広く使用しており、混雑の際には、通行者が駐車場に溢れるという状態もあったと記憶しております。そういう中で、今まで管理者や役場には、特定の事業者が歩道を使用していることについて、相談なり苦情なりは一切なかったのでしょうか。3点目 そもそも、どういう根拠があって使用しているのでしょうか、その経緯はどのようなものであるのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 若干1点目と3店目の部分がお答えとして、重なる部分もあるのかなと思うのですけれども、道の駅の前の部分ですね、屋外利用につきましては、テナント入居者ですね、営業面でどうしても商品を陳列したいという希望もありますし、また、道の駅から考えてみますと美観づくりという側面も考えられることから、その辺ですね、総合的に判断いたしまして、壁側ですね、支障の範囲内で貸し出すことはよろしいんじゃないかという判断にたって一部ですね、支障の範囲内で使用を認めるというようなことで考えているものでございます。もう1点、ゴールデンウィーク前までだとかですね、かなり広範囲でというご指摘もあるんですけれども、そういった部分につきましてはですね、歩行に若干支障があるというような意見もあったものですから、きちっとですねその後、壁側の1部ですよということで、徹底をしているところでございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。今回の条例改正は、結果的には歩道を使用するのは特定の事業者であり、その事業者に使用することについて、お墨付きを与えることになり、町長が掲げる公平・公正な町政ということに疑問を持つ町民が出てくることも懸念されますが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 公平公正という面では、私は全く逆だと思っております。従前のような形の中で、きちっとした例えば許可なり、使用料なりというものが無い中での使用という部分ではですね、逆に公平感を欠くのではないかと。行政財産の目的使用については当然有料であるという前提があるものですから、これを条例できちっと定めた中で正規の料金をいただくという事が今回の改正の主旨でございますので、ご理解ください。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜です。今回の改正により、今まで徴収していなかったものに対して徴収ということが発生しますが、今までの利用に関しての問題が無かったのかという事と、遡ってのその辺の法的な問題等は発生しないのか。もう1点は、今回の改正は、そういった専門家等の見解を全て受けた上でのものと認識してよいのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 若干法制と言いますか、法律上の話しになってしまうのですが、今回条例を定めて、そして議決いただいた暁には、使用料をいただくこととなります。そうした場合に、附則の所で、10月1日からお金を今度いただきますよと、いうことを謳っております関係からですね、過去の分については徴収することは実はできません。条例の不利益不遡及の原則ってありまして、料金等徴収する場合にですね、過去に遡って徴収してはだめだというですね不利益不遡及の原則というのがございまして、それに抵触する部分もありますから10月1日以降の使用料を議決いただいた暁にはいただくという事を考えております。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 専門家のご意見をいただいたかという部分につきましては、特にいただいておりませんが、先程副町長答弁されたようにですね、過去のいろいろ条例の取り扱いがありますので、不利益不遡及という原則もありますので、そういった中で判断させていただいております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第34号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第35号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第35号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案第35号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。説明は、お手元の本会議資料に沿って行いますので、資料をご覧ください。子ども子育て支援制度は、平成27年度から始まり、現在に至っており、制度開始後毎年度負担額の軽減措置が図られているところでございます。負担額の軽減措置と申しますのは、わかりやすく申し上げますと、認定こども園に子供を預けている世帯が毎月支払う料金について、一定の条件を満たすことになる世帯におきましては、毎年料金が下がっている、ということになる訳でございます。そこで、この度の一部改正の理由についてでございますが、北海道において、平成29年4月1日より子育て世帯の経済的負担軽減を行うことで、安心

して子育てができる環境づくりを推進することを目的に、第2子以降の満3歳未満の保育認定子供の保育料を無償化した場合に、北海道が市町村の負担する保育料の2分の1以内を補助する多子世帯の保育料軽減支援事業（北海道独自軽減策）が開始されてございます。この事業について、当町といたしましても、道の目的に沿って道と同じ条件で軽減策を実施することとし、条例の一部改正を行うものでございます。次に、一部改正の概要についてでございますが、保育所等を利用する第2子以降の第3号認定子ども、3歳未満児であって市町村民税所得割額が16万9000円未満の世帯、国庫負担金精算基準第5階層年収640万円未満相当の世帯に該当する児童の保育料を無料とする改正を行うものでございます。表をご覧ください。表には、各家庭の年収区分及び現行の新冠町の制度の内容と北海道より今回示された内容を記載してございます。北海道の独自軽減策は、世帯年収640万円未満の第3号認定子ども、3歳未満児ですが、第2子以降を無料とし、小学生以上を多子にカウントするという考え方でございます。次に、平成29年度利用者負担額表についてでございますが、その他のその他世帯の年収640万円未満の第3号認定の家庭の子は、黒の網掛けをした通り第2子以降無料とし、ひとり親世帯の年収640万円未満の第3号認定の家庭の子ども、黒の網掛けをした通り第2子以降を無料にするという考え方でございます。子育て世帯の経済的負担軽減を行うことで、安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的として、この度、新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について、提案するものでございます。改正条例文の新旧対照表は、後刻ご覧ください。議案書の1ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。以上が、議案第35号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第35号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する反対討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第35号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第36号 日高地区交通災害共済組合の解散について

◎日程第21 議案第37号 日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

○議長（芳住革二君） 日程第20 議案第36号 日高地区交通災害共済組合の解散について、日程第21 議案第37号 日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、以上、2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東町民生活

課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案36号 及び 議案37号 を関連いたしますので、併せまして、提案理由の説明を申し上げます。議案36号 日高地区交通災害共済組合の解散について。平成31年3月31日をもって、日高地区交通災害共済組合を解散したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。説明は、お手元の本会議資料に沿って行いますので、資料をご覧ください。日高地区交通災害共済組合の解散が、昨年10月の組合臨時会において決定し、本年2月1日に開催されました組合定例会において、組合解散に向けた今後の手続などについて明らかになってきておりますので、この度説明させていただきます。1点目は、共済組合の目的と設立についてでございます。日高地区の住民が交通事故により被害を受けた場合、これを救済し住民の生活安定と福祉の向上を図るため、日高管内全町が共同で共済制度の事務を処理する目的で昭和44年に設立されました。補足ですが、昭和40年代半ばは交通事故による死亡が社会問題となっており、昭和45年単年度の交通事故死亡者数は1万6765人を記録しており、この死者数が日清戦争2年間の戦死者数1万7282人に近似していたことから、交通戦争と呼ばれる時代でありました。そのような時代背景が交通災害共済組合設立の理由にあったものと考えられているところでございます。2点目は、解散に至る経緯についてでございます。ここでは協議の経過と協議の概要、そして決算の推移について説明いたします。まず、協議経過についてですが、平成28年2月1日開催の日高地区交通災害共済組合定例会におきまして、当該組合の存廃を含めた今後のあり方を協議するため、構成町長によるあり方検討会を設置し検討協議することを決定いたしました。この決定を受け、平成28年6月30日あり方検討会を開催し、協議を行ってございます。協議にあたりましては、これまで行ってきた検討会の議論を踏まえ、また、決算状況の資料をもって行いました。協議の概要についてですが、主に以下の4点に意見を集約することができます。1 このまま継続すると基金が底をつき、赤字決算になること。2 加入率を上げることも会費を引き上げることも現実的には難しいこと。3 自治会での取りまとめ等取り組みが難しく、今後加入率が上がることは期待できないこと。4 加入率を上げることは難しく、解散もやむを得ないこと。というのが主だった意見でございました。※に記載しておりますが、当該組合の存続には会費を2倍にすること、即ち現行500円ですので1000円に引き上げるか、または、全体の加入率を50%までにしないと組合の存続は難しいという推計がなされているところでございます。次に、決算状況の表をご覧ください。平成25年度から平成27年度は実績、平成28年度から解散年度の平成30年度までは推計となっており、上段が歳入、下段が歳出となっており、上段歳入部1行目が当組合の加入人数の推計となっております。加入人数は、平成25年度と平成27年の比較ではマイナス2135人の加入者の減少となっており、加入金額も3年間でマイナス106万7500円となるところであり、毎年度基金から繰り入れを行っている状況でございます。次に、繰入金

の行をご覧ください。平成25年度は541万円、平成26年度は242万円、平成27年度は261万円の繰り入れを基金から行っており、3年間の平均繰入額は348万円となっております。下段歳出の部で、上から4行目に事業費とありますが、これが事故に遭われた方の申請に基づき支出される見舞金を差すことになります。5行目の加入者奨励交付金は加入者1人につき50円の交付金が各町に交付されているものでございます。次に、平成30年度の歳出の部をご覧ください。平成29年度をもって組合加入の受け付けは終了しますが、平成30年度においても事業費即ち見舞金の支出を見込んでおり、金額は331万円であります。これは、事故に遭ってから1年間が見舞金の請求期間であるため前年度事故の見舞金を当年度で支出することが考えられるからであります。基金残高を最終行に記載しております。基金は概ね繰入金と同額が毎年度減少しており、このように繰入金が無ければ組合会計が成立しないこと、また、繰入金の財源である基金がこのままでは近い将来無くなってしまふということが分かるかと思えます。裏面をご覧ください。裏面には各町における加入者数と加入率の推移を表にしたものであり、新冠町の欄のみ太線で囲い、掛金会費と見舞金支給額を記入してございます。平成24年度のみ掛金を見舞金为上回っております。参考までにご覧いただければと思います。3点目は、あり方検討会の協議結果についてでございます。全ての意見を集約した結果、組合の解散を決定いたしました。(ア) 組合解散の時期は平成31年3月31日をもって解散し、加入申し込みは平成29年度までとし、平成30年度を精算年度としてございます。(イ) 財産処分は、決算時の財産について平成11年度以降の各町掛金会費総額を見舞金支給額の差額の割合で各町に払い戻しすることとしてございます。4点目は、今後のスケジュールについてでございます。本年2月1日に開催されました組合定例会におきまして、解散に向けた今後のスケジュールが示されております。その概要についてですが、表をご覧ください。本年9月には構成各町の9月定例会におきまして、組合解散についての議決及び組合財産処分についての議決を求めることになり、その後組合と構成町の間で組合解散及び財産処分の協議書を締結することになります。10月には組合臨時会において、解散に係る関係条例を制定し、11月には北海道知事に解散の届け出を行うことになります。組合の解散については、北海道などの許可は必要とされませんので届出をもって解散が決定することになります。議案書の1ページをお開きください。日高地区交通災害共済組合の解散に関する協議書案平成31年3月31日をもって日高地区交通災害共済組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により協議を行うものでございます。次のページをお開きください。組合の概要について。解散組合名 日高地区交通災害共済組合設立年月日 昭和44年1月20日当時日高管内9町で設立しております。現在構成員 日高管内7町解散年月日平成31年3月31日でございます。提案理由は、先ほど申し上げましたので割愛させていただきます。参考といたしまして、今後の日程について説明いたします。平成29年9月議決後に関係町長による解散及び財産処分の協議書を作成いたします。10月組合議会臨時会にて、見舞金請求条例の制定を行います。30年度については、加入

はしないこととし、支給のみといたします。11月北海道知事へ組合解散の届出を提出いたします。30年4月平成30年度は会員募集の停止をいたします。31年3月までは平成29年度加入会員への見舞金を支給いたします。平成31年3月31日財産の確定をします。31年4月から6月旧組合長が平成30年度歳入歳出決算を作成いたします。平成31年3月31日で打ち切り、決算を行います。関係町に決算書を送付いたします。関係町の監査委員に決算審査をしていただきます。関係町の議会に、決算認定をしていただきます。財産処分をし、構成町に配分します。以上が、議案第36号の提案理由でございます。次に、議案37号をご覧ください。議案37号日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について 日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町の協議の上、地方自治法第289条の規定により定めようとするものでございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。日高地区交通災害共済組合の解散が、昨年10月の組合臨時会において決定し、本年2月1日に開催されました組合定例会において、組合解散に向けた今後の手続等について明らかになっておりますので、この度説明させていただきます。先程議案第36号で説明させていただきました日高地区交通災害共済組合の解散についてと説明が重複する部分もありますが、よろしく願い申し上げます。組合の解散時期は、平成31年3月31日をもって解散し、加入申し込みは平成29年度までとし、平成30年度を精算年度としてございます。次のページをお開きください。日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議書案 日高地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により次のとおり定めようとするものでございます。平成11年4月1日から平成31年3月31日までの間における組合を構成する関係町ごとの会費総額から見舞金総額を差し引いた余剰金が全体の額に占める割合を平成31年3月31日現在の組合の財政調整基金歳計現金及びこれらに係る利子の総額に乗じた額を、関係町に帰属させることとしてございます。以上が、議案第37号の提案理由でございます。議案36号及び議案37号のご審議を賜り、提案のとおりご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明を終わりました。これより、議案第36号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）討論を終結いたします。これより、議案第36号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案とおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。これより、議案第37号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第37号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案の通り決することに賛成の諸君

の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 11時48分)

(再開 12時59分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第22 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

◎日程第23 議案第39号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について

◎日程第24 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

○議長（芳住革二君） 日程第22 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、日程第23 議案第39号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について、日程第24 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更するものであります。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または、一部事務組合の規約を変更しようとする時は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては、都道府県知事の許可を得なければならないと規定をされており、同法第290条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を受けなければならないとされているものであります。それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをお開き願います。この度の改正は、平成29年8月1日付で江差町他2町学校給食組合を構成する3町のうち、厚沢部町が脱退したことにより江差町上ノ国町給食組合に名称変更したこと及び平成29年6月1日付で西胆振消防組合が処理する事務に火葬場に関する事務が追加され、名称を西胆振行政組合に変更したことに伴い、北海道退職手当組合格約別表の括弧に、一部事務組合及び広域連合の表を改めることについて、協議をするため本案を提出するものでございます。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。次に、関連をいたしますので、議案第39号及び議案第40号について、提案理由の説明を申し上げます。議案第39号をお開きください。議案第39号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更するものであ

ります。新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをお開き願います。この度の改正は、江差町他2町学校給食組合及び西胆振消防組合の名称の変更に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2を改めることにつきまして、協議するため本案を提出しているものでございます。1ページにお戻りください。附則としてこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施工するものであります。以上が、議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由でございます。次に、議案第40号についてご説明申し上げます。議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更するものであります。新旧対照表でご説明いたしますので、2ページを開き願います。この改正につきましては、西胆振消防組合及び江差町他2町学校給食組合の名称変更に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1を改めることについて、協議をするため本案を提出しているものでございます。1ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。以上、議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 議案第39号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案とおりのご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明は終わりました。これより、議案第38号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）討論を終結いたします。これより、議案第38号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。これより、議案第39号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第39号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。これより、議案第40号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第40号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。全員挙手であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第41号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第25 議案第41号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第41号 平成29年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は、第3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9330万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億1929万1000円にしようとするものであります。この度の補正は、マイナンバー制度に係るシステム改修費の追加、寿入浴事業における入浴券の交付枚数の増及び対象年齢の引き下げに伴う追加、妊婦に係る新冠ママさぼ〜とハイヤー事業の拡大に伴う追加、ビニールハウス及び自動換気設備の整備に係る野菜促成栽培施設整備事業の追加、消防訓練場舗装整備に係る追加、教職員住宅2棟の新築に係る追加、来年度学級数が不足する新冠小学校の教室整備工事等の追加及びレ・コード館第2収蔵庫整備に係る追加が主なものとなっております。地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表 地方債の補正であります。1は変更です。起債の目的 臨時財政対策債限度額当初1億4300万円を変更後844万6000円減の1億3455万4000円変更しようとするものであります。臨時財政対策債は、地方交付税の的大体的な性質の起債でありまして、普通交付税の確定と同時に起債額が決定をされます。今回の変更は、起債額の確定に伴い844万6000円を減額するものであります。2は追加であります。起債の目的 教員住宅新築事業限度額3120万円は、新冠小学校の校長・教頭住宅として整備する2棟の新築にあたり、地盤調査手数料及び工事費に対する起債で償還額の7割が交付税措置される過疎債3120万円を限度額として設定をしているものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は掲載のとおりであります。次に、事項別明細書歳出より説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費672万9000の追加、4節 共済費 及び 7節 賃金 は4月1日付で採用いたしました、総務課防災担当臨時職員に係る人件費の増、13節 委託料 375万4000円の追加は、本年7月から本格稼働しておりますマイナンバー制度の運用に対応するために必要なシステムの改修に係る委託料で、国の補助対象となっております。5目 企画費 25万円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で本年度をもって閉校いたします日高町立里平小学校の閉校記念事業の一環として行う記念誌の発行に係る費用の一部として、25万円を補助するものでございます。8目 諸費 38万8000円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で街路灯の新設改良に伴う補助金として、節婦街路灯組合のLED化4棟の他、市街地街路灯組合の新設1棟に対し、38万8000円を補助するものでございます。補助率は、LEDへの改良4棟に対しては90%、新設1棟に対しては80%と

しております。11ページに移ります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 586万円の追加、11節 需用費 15万4000円、13節 委託料 408万3000円の追加は、寿入浴事業に係る費用で新冠温泉レ・コードの湯の無料入浴券交付枚数の増に係る印刷製本費及び対象年齢の引き下げに伴う委託料の増額です。交付枚数は、これまで年間12枚であったものを30枚に、対象年齢は、75歳以上であったものを70歳に引き下げるもので、70歳から75歳未満の対象者302人の申請率50%、使用率65%を見込み、積算をしております。なお、この事業に対しては北海道後期高齢者医療広域連合補助金として、75万円が見込まれておりますので、歳入において計上しております。19節 負担金補助及び交付金 25万円の追加は、介護職員初任者研修費助成金として今年度から新たに制度化するもので、ホームヘルパー2級に相当する介護職員初任者研修の受講料の一部を助成することにより、在宅福祉サービス等に従事する人材を確保するとともに、介護の質の向上を目的に、受講費用の3分の2上限額5万円を助成するもので、5名分を計上しております。23節 償還金利子及び割引料 137万3000円の追加は、いずれも平成28年度に実施いたしました障害者自立支援給付費、障害児通所給付費及び障害者医療費において国2分の1、道4分の1の率をもって交付されます負担金のうち、当費負担金について事業確定に伴い給付実績が受入額を下回ったことから超過交付分を返還するものであります。なお、国庫負担金につきましては、道負担金との申請時期が異なるため給付実績が受入額を上回ったことから、追加交付となりますので、歳入において追加交付分を計上しております。2目 人福祉費福祉費 58万1000円の追加は、介護サービス特別会計で説明いたします。4目 地域包括支援センター費 27万3000円の追加は、11節 需用費 で公用車の修繕料であります。当該車両は、平成12年に購入した軽自動車でエンジンの故障により、載せ替え修理が必要となるものであります。次のページに移ります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費 6万2000円の追加は、13節 委託料 で妊婦情報登録制度におけるハイヤー委託事業の追加に伴う補正であります。現行の妊婦情報登録制度ママさぼ〜と119は、妊婦に係る情報を消防署新冠支署と共有し、緊急時に出産予定の医療機関に救急車により搬送する制度であります。この度、医師等の指示により、救急車の要請は必要ないが家族による送迎が困難な場合に対応するため、契約するハイヤーを使用することにより安心して出産を迎えられる環境を整備する事業の追加で、出産予定病院までのハイヤー片道料金の7割を助成しようとするもので、浦河町、苫小牧市、札幌市の医療機関それぞれ1名ずつ3名分の利用を見込み、6万2000円を計上しております。4目 診療所費 247万6000円の追加は、国保診療所特別会計で説明いたします。5款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務費 295万3000円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で当町の基幹作物である野菜の促成栽培に必要なビニールハウス及び自動換気設備の導入費に対し補助する、野菜促成栽培施設整備事業補助金で、今年度4件の生産者から2重ハウス3棟、1重ハウス3棟、内側ハウス12頭、自動換気設備4棟の申し込みがあり、総事業費941万3202円に対し、

それぞれの区分により20%から40%の補助をすることとしてございます。13ページに移ります。2項 林業費 2目 林道費 92万5000円追加は、14節 使用料及び賃借料 で旧大規模林道の緑資源幹線林道平取えりも線において、去る7月16日から17日にかけての大雨により、路肩崩落、側溝埋塞が発生したことから、復旧のため重機借上料を計上しているものであります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維持費 544万7000円の追加は、例年9月定例会で計上しております除雪費用で、11節 需要費 90万円の追加は、町所有のダンプ、グレーダー等の除雪作業車両の修繕料、13節 委託料 450万円の追加は、除雪業務委託料であります。17節 公有財産購入費 4万7000円の追加は、日高自動車道建設工事の仮設道路の設計変更に伴い、新たな道路用地が必要となったことによる道路用地の購入費であります。3目 道路新設改良費 888万円の追加は、軽種馬共同育成場線道路路肩改良工事で、ホロシリ乗馬クラブから坂路馬場付近の路肩部分が大型車両の通行増加に伴い、路肩が沈下し、通行車両の安全通行に支障をきたしていることから、延長230メートルの片側幅員2メートルの改良工事を緊急的に実施するものであります。次のページに移ります。2項 河川費 1目 河川総務費 7万6000円の追加は、17節 公有財産購入費 で緑2号川災害復旧工事に係る河川用地1266平方メートルの用地取得費であります。3項 住宅費 1目 住宅管理費 348万7000円の追加は、11 需要費 110万円の追加、町営住宅退去に伴う修繕料として、1件の退去者の住宅補修費に多額の費用を要し、今後の執行に不足が生じることが見込まれることから、補正するものであります。15節 工事請負費 238万7000円の追加は、汐見団地裏の法面に付設しております波除用コンクリートブロックが春先からの高波等により破損が激しくなったことから、補修をするものであります。2目 住宅建設費 25万6000円の追加は、22節 補償補てん及び賠償金 で公営住宅に空きが生じたことから、平成30年度に予定した建て替え事業に係る移転対象者8名のうち、2名を前倒しして今年度移転させるための補償費であります。15ページに移ります。8款 1項 とともに 消防費 1目 常備消防費 799万2000円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で訓練場舗装改修に係る工事請負費を支署経費として交付するもので、新冠支署の裏手にある訓練場は平成11年に整備し、消防職員、団員の訓練場の他、ドクターヘリの離着陸場としても活用しておりますが、アスファルトのひび割れ、陥没等が広範に発生しており訓練に支障となるほか、ヘリコプターの離着陸時における風圧により、舗装材が周辺に飛散する恐れがあることから、アスファルトのオーバーレイ等の改修を行うものであります。9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費 25万円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で今年度、新冠小学校が北海道道德教育推進校として北海道教育委員会の指定を受けたことに伴い、創意工夫を生かした道德教育の実践研究を行い、その成果を普及することで道内の道德教育の充実に資することを目的に道から25万円の補助を受け、実践契機に係る先進地視察等の費用を計上しているものであります。3目 住宅費 3128万2000円の追加、老朽化が著しい新冠小学校校長及び教頭用教員住宅2棟の建設に係る経費を計上し

ております。12節 役務費 は確認申請手数料及び地盤調査手数料です。15節 工事請負費 は、教員住宅の新築に係る工事請負費で、68.04平方メートル、21坪の木造平屋建て2棟を中央町16番地の1町民センター裏手の、町有地内に建設するものであります。次のページに移ります。2項 小学校費 1目 学校管理費 807万9000円の追加は、15節 工事請負費 で来年度新冠小学校において学級数の増加に伴い、普通教室が不足することから、現在プレールームとして活用しておりますオープンスペースをアルミ製パーテーションにより仕切り、87.59平方メートルの普通教室として活用するための改修費用であります。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 10万円の減は、11節 需用費 13節 委託料 で米村でんじろうサイエンスショーの事業終了に伴う執行残の減額です。2目 レ・コード館事業推進費716万1000円の追加は、15節 工事請負費 で先般寄贈レコード100万枚に到達したレコードの収蔵庫として整備するもので、レ・コード館では60万枚の収蔵が限度であることから、残る40万枚につきましては、旧新冠保育所を第二収蔵庫として整理することとしておりますが、全てを収納するために必要な部屋の回収及び収蔵棚の設置等を行うものであります。次に、歳入について説明いたしますので、7ページをお開きください。9款 1項 1目 いずれも 地方交付税 5695万2000円の追加は、先に決定通知のあった普通交付税の留保分及び特別交付税の今年度交付予定額を補正財源として予算化するものであります。これによりまして、普通交付税は前年度対比1億2848万6000円減の24億4635万3000円全額を計上しております。特別交付税は、2億6267万5000円を予算化し、合計27億902万8000円としております。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 19万8000円の追加は、歳出でご説明いたします通り平成28年度に実施した、障害者自立支援給付費及び障害者医療費において国2分の1、道4分の1の率をもって交付される負担金のうち、国庫負担金について事業確定に伴い、給付実績が受入額を上回ったことから、不足分が交付されるものであります。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 78万5000円の追加は、本年7月から本格稼働しておりますマイナンバー制度の運用に対応するために必要なシステム改修費用に対し、補助金が交付されるものであります。4目 土木費国庫補助金 12万8000円の追加は、公営住宅建て替え事業における汐見団地2戸分の移転補償費に対し、50%が交付されるものであります。8ページに移ります。14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金 59万4000円の追加は、地域内の農業者が共同で農業農村の機能維持に取り組む活動組織を支援する多目的機能支払事業におきまして、当初予算にて措置しておりました水土里情報システム利用料、この全額が補助対象となったことによる追加であります。3項 道委託金 7目 教育費道委託金 25万円の追加は、新冠小学校が北海道教育委員会の道徳教育推進校に指定されたことに伴う委託金であります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 1103万2000円の追加は、野菜促成栽培施設整備事業に295万3000円を、新冠小学校教室整備工事に807万9000円を充当するものであります。次のページに移りま

す。19款 諸収入 4項 5目 ともに 雑入 61万4000円の追加、雇用保険個人負担分は7月1日付採用臨時職員に係る追加。いきいきふるさと推進事業助成金221万円の減は、レ・コード館20周年記念事業として実施をしました南こうせつコンサート及び米村でんじろうサイエンスショーの財源として、北海道市町村振興協会の助成金を見込んでおりましたが、応募多数により不採択等になったことから、当初321万円を予定したものが100万円の交付となったことから、221万円を減額するものであります。日高中部広域連合前年度精算返還金204万6000円の追加は、前年度の負担金の生産により、実績額が見込み額を下回ったことにより返還されるもの。ママさぼ〜とハイヤー一部負担金は、ハイヤー運賃の3割を自己負担分として計上しているものであります。後期高齢者医療広域連合補助金75万円の追加は、寿入浴事業に対し長寿健康増進事業特別対策補助金として交付されるものであります。20款 1項 ともに 町債 5目 臨時財政対策債 844万6000円の減及び 6目 教育債 3120万円の追加は、4ページ第二表地方債で説明いたしましたとおりでございます。以上、議案第41号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 について、提案理由を申し上げます。ご審議の上、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第42号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第42号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第42号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 この度は、第2回目の補正です。歳入歳出予算の補正 第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1624万6000円にしようとするものです。この度の補正の主な理由は、日高自動車道厚賀静内道路本線工事に伴う高江地区水道移設補償工事に関わる調査設計業務委託料を追加しようとするものです。事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開きください。3 歳出 2款 施設費 1項 施設費 1目 維持費 534万6000円の追加、13節 委託料 534万6000円の追加は、日高自動車道厚賀静内道路本線工事で、平成30年度以降高江地区大下地先水道管移設補償工事に伴う調査設計業務委託料を追加するものであります。全額補償対象となることから、歳入でも計上しております。次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。2 歳入 4款 諸収入 2項 雑入 1目 雑入 1節 雑入 534万6000円の追加、日高自動車道厚賀静内道路本線工事に伴う高江地区水道管移設調査設計費用補償費として534万6000円を追加するものです。以上、議案第42号 平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。ご審議

を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第43号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第27 議案第43号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第43号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度 新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 今回は、2回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正 第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1362万9000円としようとするものです。この度の補正は、デイサービスセンターへの指定管理料の増額に係る補正となっております。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。3 歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 3目 通所介護事業費 350万円の追加で、13節 委託料 はデイサービスセンターの平成28年度介護サービス費収入において確定した金額と、平成27年度介護保険法改正前の報酬単価に基づき算出した金額との差額を計上しております。次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。2款 繰入金 1項 1目 1節 いずれも 一般会計繰入金 で58万1000円の追加は、歳出予算委託料増額に対応するものでございます。3款 繰越金 1項 1目 1節 いずれも 繰越金 で、291万9000円の追加は、歳出予算委託料増額に対応するものでございます。以上が、議案第43号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 議案第44号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第28 議案第44号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山事務長。

○事務長（杉山結城君） 議案第44号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 今回は、第2回目の補正となります。第1条 歳入歳出の予算の補正 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1284万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5958万8

000円にしようとするものであります。この度の補正内容は、本年10月1日付で内科常勤医師を1名採用するにあたり、それに伴う人件費の補正と、赴任旅費の補正であります。それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 10万8000円の追加、10月1日付で採用する医師1名の赴任に伴う旅費分です。2款 1項 1目 とともに 医業費 1274万1000円の追加、2節 給料 から 19節 負担金補助及び交付金 はいずれも今回採用する医師1名の人件費分の追加分です。次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 247万6000円の追加は、歳出事業費の増に伴い、前年度繰越金予定額を充ててもなお不足する分を、一般会計からの繰入金を増額し対応するものです。6款 1項 1目 とともに 繰越金 1037万3000円の追加は、前年度の繰越金予定額に増額補正するものです。以上が、議案第44号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（散会 13：37）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員